

令和 2 年 第 6 回

土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和 2 年 6 月 5 日 (金) 午後 2 時

土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 26 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認に
ついて

議案第 34 号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1 番 高野 三 郎 2 番 戸 井 要 雄 9 番 和 田 俊 一

10 番 高 橋 弘 一 11 番 大 塚 典 夫 12 番 岩 瀬 守

※総会は、現に在任する委員（11名）の過半数が出席することで開催となります。
新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる6名が出席しました。

4 欠席委員

3 番 川 村 剛 久 4 番 栗 原 敦 子 5 番 井 沢 清

7 番 大 関 義 雄 8 番 宮 下 茂 司

議 長	<p>只今、出席委員は6名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和2年第6回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。3番 川村委員，4番 栗原委員，5番 井沢委員，7番 大関委員，8番 宮下委員，以上，5名の方が欠席となります。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，9番 和田委員，12番 岩瀬委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第25号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第25号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第26号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第26号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p> <p>(意義なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第26号については原案通り承認します。</p> <p>次に，報告第27号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第27号について議案書のとおり報告)</p>

議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第27号については原案通り承認します。次に、報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第28号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第28号については原案通り承認します。次に議案に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。2番 戸井委員から説明をお願いします。</p>
戸 井 委 員	<p>2番 戸井です。議案第30号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る6月1日、高野委員、和田委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 1,091㎡、譲受事由は譲渡人の要望により、作付予定は水稻です。譲渡事由は高齢のため管理が出来ないため、贈与による所有権移転です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆 1,142㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定は水稻です。譲渡事由は譲受人の要望により、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、戸井委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p>
岩 瀬 委 員	<p>12番 岩瀬です。2番について、譲受人の農業経営の実態を把握していたら教えてください。</p>
事 務 局	<p>前回の農地法第3条の許可申請の際、事務局にて譲受人の所有地を確認したところ、作付けされていない農地があったため、不許可と判断いたしました。しかし、今回の申請に伴い、再度、所有地を確認したところ、粟や柑橘類の苗が植樹されておりました。水田は、自作か相対かは不明ですが、水稻が作付けされておりました。</p>
大 塚 委 員	<p>11番 大塚です。2番の申請地付近にて、近年同様の許可申請書が提出さ</p>

事務局	<p>れていましたが、その場所は現在、どのようになっているか教えてください。</p> <p>平成29年11月に農地法第3条の許可申請書の提出があり、今回同様、2番の譲受人へ所有権移転されています。利用状況調査の結果、遊休農地ではないので、営農されていると思います。</p>
議長	<p>2番の譲受人は、どのくらい水稻を作っているのですか。</p>
事務局	<p>農地基本台帳より、自作地として水稻は6反4畝ほど耕作されています。</p>
和田委員	<p>9番 和田です。2番の譲受人は、過去に、耕作していない土地を所有しているにもかかわらず、農地法第3条の許可申請書の提出をしていました。しかし、事務局による確認の結果、今回はすべて耕作しているとのこと。今回の申請地は耕作していない土地なので、土を盛ってから、田にするのでしょうか、申請地付近の道路は狭く、車が入れない可能性もあります。ただし、譲受人は、申請地の隣地を所有しているので、そこに鉄板を敷いて、土を盛るといったことなので、今回の申請は許可相当と考えます。</p>
議長	<p>農地法第3条での譲受人は、自ら耕作することを目的としているので、売買後、第三者に耕作を任せるといったことはできません。そのため、自ら水稻を耕作することが確認できれば問題ないと思います。そのため、許可はしますが、今後、様子を見るという形でいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第30号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。2番 戸井委員から説明をお願いします。</p>
戸井委員	<p>2番 戸井です。議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る6月1日、高野委員、和田委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>申請人、申請地は議案書記載のとおりです。現況は田 4,694 m²、転用目的は湿田解消のため、一時転用期間は令和2年6月5日～令和3年6月4日まで、作付予定はねぎとなっております。残土は、現状より約50cm盛り、つくば市内から搬入される予定です。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、戸井委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>これは水田ではなく、陸田ということですか。</p>

和田委員	地目は畑，現況は田ですが，土地が低く，草を刈ったような跡がありました。両隣の農地は土を盛ったのか，畑のようになっていたので，今回，土を盛って，畑にするということだと思います。現地を確認した際，隣の農地の土は非常に良い土だったので，同様の業者で同様の土を盛るのであれば，問題ないと考えます。
議長	今回，一時転用という形なのは，1年間耕作できないためという理解でよろしいですか。
事務局	そのとおりです。一時期，農地でない状態になるためです。
議長	農地改良とは異なるのですか。農地改良と一時転用は，同時に申請できるのではないのですか。
事務局	茨城県が定めた農地改良とは，現在使用している農地をそのまま農地として使用できるものが農地改良です。入れる土は，肥沃された土でないとすぐに農地として使用できません。公共工事等で農地を削った土であれば，農地改良としての手続きとなります。土は，同一市町村か隣接した市町村の公共工事等で，かつ，原則，畑から出た土のみが，農地改良となり，その他はすべて一時転用となります。
議長	農地の土を農地へ運ぶ場合は農地改良でよいが，農地以外からの土を農地へ運ぶ場合は一時転用ということでしょうか。
事務局	そのとおりです。なお，農地改良の場合，面積は3,000㎡未満，期間は半年以内など一時転用より条件が厳しくなります。
議長	その他，質問もないようなので，議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。 次に議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。1番 高野委員から説明をお願いします。
高野委員	1番 高野です。議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る6月1日，戸井委員，和田委員，私と事務局3名で調査を行いました。 1番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆205㎡，転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため，売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。2番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆346㎡，転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため，使用貸借権の設定です。農地区分は第2種農地です。3番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆463㎡，転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため，売買による所有権移転です。農地区分

議 長	<p>は第3種農地です。4番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑7筆 15,374 m²，転用目的は申請地へ太陽光発電設備を設置したいため，賃貸借による地上権設定です。農地区分は第2種農地です。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが，皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>只今，高野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を上程いたします。9番 和田委員から説明をお願いします。</p>
和田委員	<p>9番 和田です。議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を説明いたします。去る6月1日，高野委員，戸井委員，私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番，申請人，申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 1,043 m²ですが，現況は畑です。転用目的は，湿田解消のため，作付予定は柳です。一時転用期間は令和2年4月1日～令和2年10月31日です。令和2年3月に一度許可がございましたが，以前申請した際の土砂の発生場所に変更が生じたため，今回，事業計画変更申請が提出されました。2番，申請人，申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 2,166 m²ですが，現況は畑です。1番と2番は隣接しており，転用目的，作付作物，一時転用期間は1番と同様です。また，令和2年3月に一度許可がございましたが，1番同様，土砂の発生場所変更に伴い，事業計画変更申請が提出されました。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが，皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今，和田委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第34号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号について説明いたします。今回は6件すべてが新規設定です。</p>

議 長	<p>1 番, 2 番の耕作者は, 東京とかすみがうら市の農業法人で農業に従事した後, 市内の認定農業者のもとで2年間農業に従事し, 独立するために先月初めて利用権を設定しました。今回は, 相対で耕作しているハス田約3反歩に利用権を設定するものです。</p> <p>6 番の耕作者は, 農業経験も少なく農業研修も受けたことはないようですが, 農機具を所有しているため母親と2人で営農していく予定とのことですので。詳細につきましては, 議案書に記載のとおりですので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>只今, 事務局から説明がありました。この件につきまして質問等ございませんか。</p>
和田委員	<p>6 番については, 遊休農地解消という点では良いですが, 農業経験もあまりないようなので, まずは実績をあげて, 状況を見た方がいいのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>他市町村で利用権を設定していたりするのでしょうか。</p>
事務局	<p>阿見町で利用権を設定したようですが, 設定したばかりのため, 実績とは言えないかと思えます。</p>
議 長	<p>農業実習の経験があったり, 相対等で農業を学んだりしたのであれば利用権の設定を許可してもよいと思いますが, 実績がほとんどない状態で, いきなり長期間の利用権の設定というのは, 許可は難しいように思います。実績をあげてからの方がよいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで, 議案第34号「農用地利用集積計画」は6番のみ許可しないことに決めます。</p> <p>以上で令和2年第6回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和2年6月5日

議 長

署名人

9 番

12 番